HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国王自由人学説とその問題点(四)：中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ
Author(s)	石川, 武
Description	論説
Citation	北大法学論集, 13(1), 1-28
Issue Date	1962-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27805
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(1)_P1-28.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

国王自由人学説とその問題点 (四)

——中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ——

石川武

目

はじめに
主要文献略語表
第一章 概括的序論
第一節 国王自由人の国制史的位置
第二節 国王自由人学説の学説史的意義
第二章 ゲルマン諸部族とタキトゥスの自由人
第一節 問題の提起
第二節 タキトゥスの自由人における自由の根拠
第三節 タキトゥスの自由人の社会的存在形態 (以上本誌第一二巻第二号)
第三章 諸部族の形成と豪族支配体制・部族太公制・軍隊王権
第一節 序論——諸部族の形成

474338
14086
39.11.-4
21801

第二節　部族太公制と豪族支配体制
第三節　軍隊王権
第四章　諸部族法典の人命金秩序――完全自由人と国王自由人
第一節　問題の所在――マイヤー説の形成過程（以上本誌第一二巻第三号）
第二節　『レークス・サリカ』の人命金秩序と国王自由人
第三節　諸部族法典の人命金秩序と完全自由人
第五章　メーロヴィンガーの軍制――「ロマーヌス」・「レウデース」をめぐる問題
第一節　問題の所在――ダンネンバウアーにおけるメーロヴィンガーの軍隊
第二節　「ロマーヌス」をめぐる問題
第三節　「レウデース」をめぐる問題（以上本誌前号）
第六章　国王自由人の組織――国王自由人とフンデルトシャフト・王領地と国家領
第一節　フンタリとツェンテナ
第二節　王領地と国家領
第七章　国王自由人・グラーフシャフト・豪族支配領域
第一節　序論――問題の限定（以上本号）
第二節　国王自由人とグラーフシャフト（以下次号）
第三節　グラーフシャフト・国王支配の諸類型
第八章　国王自由人の概念とその歴史的展望
あとがき

第六章　国王自由人の組織——国王自由人とフンデルトシャフト・王領地と国家領(1)

第一節　フンタリとツェンテナ

われわれは、以上の三章にわたって、主としてメーロヴィンガー時代における「自由人」の問題を検討してきた。われわれの問題設定と見通しに大過なければ、われわれは、メーロヴィンガー時代においては、諸部族法典の「自由人」とはカテゴリーを異にする「国王自由人」の存在を確かめることができなかった。われわれが確かめえたのは、——場合によっては諸部族法典の「自由人」そのものをも含めて——その前身・それへの歴史的先蹤にすぎないのである。

われわれは、以下において、いよいよカーロリンガー時代の「自由人」をとり上げる。史料的には、「勅令（カピトゥラーリア）」や「文書（ウアクンデ）」に出てくる「自由人」であり、いうまでもなく、ドイツ新学説は、それを最も重要な素材として、「国王自由人」の概念＝理念型を構成したのである。

「勅令」については、最近、とくに国王自由人学説の側から、そのプログラム的性格について云々する傾向が認められる。しかし、「勅令」にしても、ほかならぬ王権の「プログラム」、とりわけ王権の側における「自由人」ないし「自由」の把握については、きわめて具体的な史料であることに変りはないし、さらに、「文書」に「自由人」が出てくるばあいには、われわれは「国王自由人」の実在を信ずることができる。したがってわれわれは、以下においては

じめて、異論の余地なく事実存在したと考えられる「国王自由人」ないしその理念を問題にすることになる。

といっても、われわれはここで、カーロリンガー時代における「国王自由人」の実態を全面的にとり扱うことはできない。ここでわれわれがとり上げるのは、王権が「国王自由人」をどのように組織して自らの支配の下に組み入れたか、という、きわめて限られた視角からのアプローチにすぎない。具体的にいうならば、「フンデルトシャフト」と「グラーフシャフト」の問題がそれである。われわれは、このうち、本章においては、もっぱら「フンデルトシャフト」の問題をとり上げ、「グラーフシャフト」については、章を改め、次章において問題にすることにしたい。これは一つには、敍述の便宜のためもあるが、「グラーフシャフト」に関しては、それが一面において「国王自由人」の組織という問題と関係してくることはまずまちがいがないとしても、果してそれを、「フンデルトシャフト」のばあいと同じように、もっぱらそうした視角からだけ問題にできるか、ということには、かなり疑問が残るからである。

(一)　ここでの問題の所在を明らかにするために、まず、ダンネンバウアーの『フンデルトシャフト』に関する論文をとり上げたい。因みにいうならば、この問題が、彼をして「国王自由人」の発見に、そうしてまた、テオドール・マイヤーとのであいに導いたのである。[2] この論文の論旨は、既に世良教授によって詳しく紹介されているので、[3] 以下においては、ごく簡単に、ダンネンバウアーの結論を摘記するにとどめたい。

(i)　ダンネンバウアーによるならば、古典学説のいわゆる「ゲルマン的フンデルトシャフト」なるものは抑〻存在しなかった。事実存在したのは、「フンタリ」と「ツェンテナ」のみであるが、この両者は、いずれもいわゆる「ゲルマン的フンデルトシャフト」とは何の関係もなく、また、お互いに全く別のものであった。すなわち、「フンタリ」の方は、なるほどゲルマン時代いらい、あまねくゲルマン人のあいだに見出されるが、それは、古典学説の説くごとく、

自由・平等な農民によって構成される「ゲルマン国家」の下級区分なのではなく、ほかならぬ「豪族支配領域（アーデルス（ヘルシャフト）」であり、いわばそれこそが原始ゲルマン「国家」だったのである。それに対して「ツェンテナ」は、フランク時代になってからはじめて、ローマの軍事的植民の制にならい、フランク王権によって創設されたものであって、「ゲルマン的フンデルトシャフト」とは全く関係がない。さらにそれは、もともと国家的官職機構の一環ではなく、第一に、警察・経済・司法・軍役のための王領地＝国王のグルントヘルシャフトの組織形態であり、第二に、同様な任務をもった開墾地における国家的植民の補助手段であった。そこでは、「自由人」が、「ツェンテナール」の下に、国王に対する貢租支払ならびに軍役負担を義務づけられつつ、独立の裁判団体として定住していた。

大要以上のごとくにして、ダンネンバウアーは、古典学説の最も基本的な概念の一つである「（ゲルマン的）フンデルトシャフト」の存在を、真向から否定した。そうして、ゲルマン的な「豪族支配体制」（フンタリ）とは異質なもの・その対極にあるものとして、フランクの王領地に住み・フランク王権の最も重要な実力的基礎を形成していた「国王自由人」（ツェンテナ）を発見したのである。その際、われわれが特に注意しなければならないのはつぎの点である。すなわち、ダンネンバウアーが「国王自由人」の実在を確認しその理念型を構成するに当り、彼にその実証的根拠を提供したのは、八世紀以降の「文書」ならびに「勅令」である、という事実がそれである。ダンネンバウアー自身、のちになればなるほど、はじめこのようにして確立された「国王自由人」や「ツェンテナ」の概念を、いわば構造論的に一般化する傾向を強めていること、そのことをもここで併せて指摘しておきたい。(4)

(ii) 以上のようなダンネンバウアーによるきわめて大胆な問題提起に対して、ただちにシュタインバッハとマイヤーがこの問題に関する自己の見解を表明し、ここにいわゆる「フンデルトシャフト論争」がおこなわれるにいたっ

た。この論争の経過も、既に世良教授によって克明に紹介されているので、ここでは、行論に必要な限り、マイヤーによるダンネンバウアー説批判の要点を摘記するにとどめたい。(5)

ダンネンバウアーに対するマイヤーの批判の中で最も重要なものは、「フンタリ」に関する理解――それは果して、ダンネンバウアーのいうように、「ゲルマン的豪族支配領域」であるか、という点にかかわるものである。マイヤーは、アレマンニエン地方の「フンタリ」に関するイェーニヒェンの実証的研究を手がかりにして、「フンタリ」もまた「ゲルマン的な」（ゲルマン時代いらいの、また、ゲルマン諸部族に共通な）ものではなく、また、もともと独立の「豪族支配領域」でもなかった、と考える。マイヤーによるならば、それは、やはりフランク王権（このばあい、メーロヴィンガー）により、ローマの軍事的植民の制にならって創設されたものであり、それがやがて、フランク王権の衰退とともに、自立的な「豪族的支配領域」に転化したにすぎない。したがって、「フンタリ」とは「ツェンテナ」の訳語にすぎず、この両者は同一物である。――以上がダンネンバウアー説に対するマイヤーの批判の要点である。因みにいうならば、マイヤー説の出発点を提供したイェーニヒェンは、その後さらに包括的な研究を公けにして、アレマニエンにおける「フンタリ」の成立史を実証的に跡づけるというきわめて困難な課題に、ほぼ完全な成功を収めている。(6)

(ニ)　マイヤーによる以上のごとき批判は、基本的には、ほかならぬダンネンバウアー自身もこれを承認している。(7)すなわち、ダンネンバウアーは、『フンデルトシャフト』に関する論文を『論文集』に収録するに当り、アレマニエンの「フンタリ」に関する敍述を、概ねマイヤー説の線に沿って全面的に書き改めている。したがって、その意味では、マイヤーの『フンデルトシャフト』論文によって「フンデルトシャフトの問題はここに一応の結末に到達したかのごとくである」という世良教授の評価（『フンデルトシャフト』・(三)一一頁。傍点は世良教授）は正しい。しかし、仔細に検討してみるならば、これは

あくまでも「一応の」結末にすぎないことが明らかになるであろう。

(i) まず第一に指摘しなければならないのは、アレマニエンの「フンタリ」に関する敍述を改めたのちにおける、ダンネンバウアー論文の論理構成から生ずる問題である。

ダンネンバウアーは、アレマニエンの「フンタリ」が「ゲルマン的豪族支配領域」ではなく、七世紀の初頭に、メーロヴィンガー王権により、ローマの範にならって設置された軍事的植民に由来するものであること（したがって、その点では「フンタリ」と「ツェンテ」とは同一である。）、そうしてそれが、七世紀の経過のうちに、メーロヴィンガー王権の弱体化とともに自立化し豪族化したものであることを承認する。しかしながら、それにもかかわらずダンネンバウアーは、（そのようないきさつを辿ったにしろ、結局は「豪族支配領域」化した）「フンタリ」と（少なくともドイツばあい、カーロリンガー時代になってはじめて、その痕跡を辿りうる）「ツェンテナ」を対極的にとらえる考え方そのものは放棄していないのである。したがって、修正後のダンネンバウアー論文の論理構成からするならば、以上のごとくにして「フンタリ」が「豪族支配領域」と化したのちに、八世紀前半、（のちの）カーロリンガー王権の勢力が新たにこの地方に及んできたとき、こんどはカーロリンガーの手により、彼のいう「ツェンテナ」が創設されたのだ、ということになる。すなわち、ダンネンバウアーによれば、少なくともアレマニエン地方については、メーロヴィンガーによる「フンタリ」の創設――その自立化・豪族化――カーロリンガーによる「ツェンテナ」の創設という歴史過程が辿られたのである。

このばあい、果してマイヤーのように、「フンタリ」と「ツェンテナ」は同一物であると言い切れるであろうか。換言するならば、アレマニエン地方のごとく、フランク王権によって二度把握された地方では、「国王自由人」ないしその組織としての「フンデルトシャフト」の創設という、国制史的には同一の過程が、いちどはメーロヴィンガーの手

によって、今いちどはカーロリンガーの手によって、都合二度繰り返されたにすぎないのであろうか。

このように問題を提出するとき、われわれが真先に想起しなければならないのは、ダンネンバウアーにおける「国王自由人」の発見過程であろう。先に述べたように、ダンネンバウアーは、当初、「ゲルマン的豪族支配領域」としての「フンタリ」と、「フランク王領地の管理機構」としての「ツェンテナ」を対置した。そうして、文書にいわゆる「自由人」が「ツェンテナ」のおかれたところにしか現われない、ということから、彼はその「自由人」を、「一般自由人」ではなく「国王自由人」である、と考えた。このような考え方のうち、「フンタリ」の起源に関する見解は改められたが、「フンタリ」と「ツェンテナ」とを対置する見解――したがって「(国王) 自由人」は後者にのみ見出されるという見解は、そのまま維持されているのである。したがって、もしマイヤーのいうように、「フンタリ」と「ツェンテナ」とが同一物であるとするならば、実のところ、ダンネンバウアーの『フンデルトシャフト』に関する論文の全論理構成、とりわけ彼における「国王自由人」の発見過程そのものが改められなくてはならないであろう。ダンネンバウアーは、果して、それを知りつつ、とりあえず可能な限度における弥縫策を講じたのであろうか。

結論的にいえば、私はそうは考えない。マイヤーによってはもちろん、最も克明にアレマニエンの「フンタリ」を実証的に追及したイェーニヒェンによっても、現在までのところ、「フンタリ」にも「自由人」が存在した、あるいは、「フンタリ」もまた「国王自由人」の組織である、ということは、まだ実証されていないからである。もちろん、ダンネンバウアー自身、メーロヴィンガー時代のガリアにおける「ツェンテナ」の痕跡を算え上げてはいる。しかし、もしそこでは「自由人」の存在を確認できないとするなら、あるいは、「ツェンテナ」を「国王自由人」の組織として確認できないとするなら、右に「フンタリ」と「ツェンテナ」という形で指摘した問題は、そこにも同様に存在する

と言わなくてはなるまい。因みにいえば、増田教授のように、「国王自由人」の組織としての「フンデルトシャフト」の存在を論拠として、「国王自由人政策」の頂点をメーロヴィンガー時代に求めようとされるばあい、右に指摘した問題を実証的に解明しえない限り、論理的帰結は逆にカーロリンガー時代を指すことにならざるをえないであろう。(8)

(ii) ところで、右のごとき問題点を念頭におきながら、今いちどダンネンバウアーに対するマイヤーの批判＝マイヤーの『フンデルトシャフト』に関する論文を検討してみるならば、われわれは、マイヤー自身、八世紀中葉における「ツェンテナ」の変質を考えている、という、きわめて興味深い事実を発見するであろう。

マイヤーによるならば、「ツェンテナ」とは、もとメーロヴィンガー王権がローマの範にならって「国家領」に設置した守備隊管区ないし軍事的植民区である。六紀の半ばころ、その長たる「ツェンテナール」は、「追跡(シュプールフォルグ)」手続との関連で、「現行犯裁判官(ノートリヒター)」としての機能を獲得する。しかしながらそれは、八世初の初頭にはまだ「正規の裁判官」ではなかった。「ツェンテナール」が「正規の裁判官」として確立されるのは、ようやく八世紀の半ば＝カール・マルテルによる強力な集権化政策によるものであった。世良教授がきわめて高い評価を与えられた『レークス・リブアリア』ならびに『レークス・アラマノールム』の関係条文の成立史に関するマイヤーの鮮やかな処理も、右のごとき「ツェンテナ」の理解を前提にしてはじめて可能だったのである。

それだけではない。マイヤーによるならば、ライン下流およびモーゼル地方については、フランク時代(いらい)の「ツェンテナ」が見出されず、また、ヘッセン・ライン上流地方・アルザスにも、カーロリンガー以前の「ツェンテナ」は見出されない。「したがって、ツェンテナは、既に早くからフランク王国に属していたドイツ諸地方には現われない制度である、と思われる。すなわちそれは、これらのドイツ諸地方がフランク王国に編入されるにいたったとき、す

なわち六世紀には、まだ広く普及していなかった制度である。」(一二七頁) しかるに、マイン流域のオストフランケン地方において、われわれは、この地方全体を覆う「グラーフシャフト」と「ツェンテナ」の網の目を見出す。フランクがこの地方を実質的に把握し、「グラーフシャフト」――「ツェンテナ」という組織を導入したのは、カール・マルテルならびにそれ以後のカーロリンガー諸国王の手によるものである。すなわち、「ツェンテナは、カール・マルテルの時代に彼によって征服と組織化がおこなわれた地方にのみ存在した」(一三三頁) のである。

以上のように、マイヤー説に拠りつつ「ツェンテナ」の機能の変化ならびにドイツにおけるその普及のクロ・ノロジーを概観するならば、われわれは、先にダンネンバウアーの修正説をめぐって指摘した問題の所在を、逆にマイヤー説の中から裏づけることができるであろう。なるほど、既にメーロヴィンガー時代において、ガリアないしアレマニエン地方には、ローマの軍事的植民にならった「ツェンテナ」ないし「フンタリ」が存在した。しかしそれは、果して、のちにオストフランケン地方に見られる「ツェンテナ」と全く同じ機能をもつものであったか、とりわけそれは、はじめから「国王自由人」の組織という性格を備えていたのであろうか。

(三) 以上によって、われわれは、「フンデルトシャフト論争」の結末が文字通り「一応の」ものにすぎない、ということを明らかにしたつもりである。換言するならば、その論争の結末を、ダンネンバウアー説がマイヤー説によって克服された、というように、簡単に割り切ってしまうことは許されないのである。そこで、「フンデルトシャフト」=「ツェンテナ」に関するマイヤーとダンネンバウアーの研究を今いちど比較検討してみると、右に指摘した点のほかに、つぎの二点において両者がその見解を異にしていることがわかる。

(i) ダンネンバウアーによれば、「ツェンテナ」は、「王領地」もしくは「国王のグルントヘルシャフト」の管理機

構である。したがって、誤解をおそれずに敢えていうならば、「国王自由人」は国王の「私的」支配に服している、ということになる。ダンネンバウアーが、「国王自由人」が国王に対して負担する貢租を、「租税」とは考えずに「国王賃租」と称ぶのも、また彼が当初「国王自由人」ではなく「国王賃租負担者」(Königszinser)という称呼を用いたのも、こうした理解につらなっている。マイヤーと対比するために極言すれば、ダンネンバウアーのばあい、少なくとも当初は、「王権」といえども「ヘルシャフト」である、あるいは、「自由人」といえどもその「ヘルシャフト」に服していた、という点に、力点がおかれていたのである。

これに対してマイヤーは、「ツェンテナ」が(シュタインバッハのいうように)「一般的な制度」ではなかった、という点でダンネンバウアーに与するが、それが「王領地」の管理機構であった。という点ではダンネンバウアー説を否定する。すなわち、マイヤーによるならば、「ツェンテナ」は、もと「国家領」に設置されたものであったが、そのような「国家領」が「国王のグルントヘルシャフト」に転化することによってはじめて、ダンネンバウアーのいう意味での「ツェンテナ」が第二次的に形成されたのである。このように、もし「王領地」と「国家領」とを区別して考えるならば、後者は、仮に「一般的行政制度」ではないにしても、何らかの意味で国王の「公的」支配につらなるものである、と言わなくてはなるまい。したがって、われわれはここでもまた、ちょうど彼による「レウデース」の把握を検討した際に(第三章・第三節 第五章・第三節)見られたのと同じ、マイヤーの基本的発想法をよみとることができるであろう。

「ツェンテナ」は、果して「王領地」に設置されたものか、あるいは、「国家領」に設置されたものなのか。さらに「王領地」と「国家領」を区別することは、いかなる意味をもつのか、また、それは抑々可能なのか。われわれは、まずこれらの問題を、本章・第二節において検討することにする。(9)

(ii)「ツェンテナ」の理解をめぐってマイヤーとダンネンバウアーの間に見られる今ひとつの見解の対立は、「グラーフシャフト」と「ツェンテナ」の関係にかかわるものである。すなわち、マイヤーは、「ツェンテナール」がはじめて史料に登場するときいらい常に「グラーフ」の下僚である、という点を力説するのに対して、ダンネンバウアーは、「ツェンテナール」が一般的にはむしろ「グラーフ」の下に服していない、と考えていたのではないか、と見られる節がある。この点は、いうまでもなく、「フンデルトシャフト」のみならず「グラーフシャフト」の問題ともかかわってくるので、ここでは問題の所在を指摘するにとどめ、次章において「グラーフシャフト」の問題を扱う際に検討することにしたい。

(1) 本章の標題は、前号までの「目次」では、「国王自由人の組織――国王自由人とツェンテナ・王領地と国家領」としておいたが、「ツェンテナ」という名称は必らずしも一般的でないと考え、このたび右のように改めたのでお断わりしておきたい。

(2) 拙稿『「コンスタンツの中世史研究グループ」について』(「法制史研究」九、一九五九年)を参照。

(3) 世良『フンデルトシャフト』・(一)。

(4) 具体的には、八世紀以降の史料にもとづいて構成された「理念型」を、それ以前の「自由人」や「ツェンテナ」によみこむこと(この点については、前章末尾におけるわれわれの見解を参照)、さらに、「国王自由人」あるところに「ツェンテナ」あり、と考えること、また、それがたとえどのような名称で現われようと、「ツェンテナ」と同一の構造をもつものを「ツェンテナ」と考えること、などをいう。こうした傾向は、ダンネンバウアーが、マイヤーとともに「国王自由人」を問題にしはじめてから特にはっきり認められるように思われる。

(5) 世良・前掲論文、その(三)。

(6) H. Jänichen, Baar und Huntari, in Vorträge und Forschungen, Bd. 1: Grundfragen der Alemannischen Geschichte, 1956.

(7) この点については、世良・前掲論文に対する私の書評(「法制史研究」一〇、一九六〇年)を参照されたい。なお、『ドイツ史事典』の『フンデルトシャフト』の項をも参照。

(8) この点については、『速記録 II』二四頁以下における増田教授の発言を参照。

(9) この点については、とりあえず、『速記録 II』の冒頭における堀米教授の問題提起を参照。

第二節 王領地と国家領

前節(三・一)における問題提起に従い、われわれはここで、「国王自由人」ないしその組織としての「フンデルトシャフト」の問題を、「王領地」と「国家領」という視角から検討する。既に前節でも指摘しておいたように、この二つの概念の区別は、「フンデルトシャフト論争」の過程において、テオドール・マイヤーがダンネンバウアー説に対する批判として述べたものである。

(一) まずダンネンバウアーのばあい、「古典学説」に対する挑戦の出発点は、『ゲルマン時代における豪族支配体制』の主張にあった(第二章・第三節・二・i)。そうして、彼が古典学説の論理構成を追いつつ、ついで「フンデルトシャフト」の問題をとり上げたとき(第一章・第三節・一参照)、当初「フンタリ」こそかかる「豪族支配体制」そのものである、と考えていた(前節)。このような「フンタリ」とフランク王領地管理機構としての「ツェンテナ」を対置することは何を意味するであろうか。それは、論理的には、フランク王国の全版図を、さし当り、「豪族支配領域」と「国王支配領域」にわけて考えた、というにとどまる。もしダンネンバウアーが、後者のうちさらに特定の部分、すなわち、狭義の「王領地」においてのみ「ツェンテナ」が見出される、ということを主張したかったのなら、彼のいわゆる「王領地」そのものに対して、より立ち入った分析を加えなければならなかったはずである。(1)

さらに、われわれが前章(第一節)において紹介した『カーロリンガーの軍隊』の論旨の展開過程をふり返ってみよう。

そこでわれわれは、つぎのような論理的過程を経て、ダンネンバウアーの「王領地」概念につき当ったのである。ダンネンバウアーは、まず、「自由人」の軍役義務について規定するカーロリンガーの「勅令」が、しばしば「軍役義務を負う自由人」について語っている、という事実に注目する。この限定が意味をもつとすれば、彼らはいったい何を根拠にして軍役義務を負担せしめられたのか。ワイツのように、その根拠を「アロッド」の所有に求めることはできない。「アロッド」の所有者は、別に国王との間に「封建関係」のごとき特別な関係を結ばない限り、国土防衛義務をしか負担しないからである。それでは、「軍役義務を負担する自由人」は、「アロッド」でないとすればいかなる土地をもっていたのか。「王領地」である。[2]——以上が、『カーロリンガーの軍隊』における論旨の展開過程であった。

このばあい「王領地」とは、先の「豪族支配領域」とは対置された「国王支配領域」という属性のほかに、新たに「アロッド」ならびに「レーン」にあらざる土地という規定を与えられている。しかし、われわれがダンネンバウアーの「王領地」概念について知りうるのは、実のところそこまでである。換言するならば、ダンネンバウアーの「王領地」概念は、もともときわめて包括的な概念である、といってよいであろう。

(二)　テオドール・マイヤーの批判は、まさしく右のごときダンネンバウアーの「王領地」概念に向けられたものであり、概括的にいうなら、ダンネンバウアーの「王領地」概念はいわば広義のそれであって、その中で、さらに「国家領」と狭義の「王領地」をわけて考えるべきである、というのである。さらにマイヤーは、「国王自由人」はもともと「国家領」にのみ見出される、と考えているので、この点は、われわれの中心課題の一たる「国王自由人」の概念とも関係してくる。以下、その点に些か立ち入った検討を加えたい、と考えるゆえんである。

(i)　念のため、まず、この点に関して、マイヤーが『フンデルトシャフト』論文の中で述べていることを引用して

おきたい（一二七頁註一三四）。

「ⓐ ダンネンバウアーは、……フランクのツェンテナに《まずもって王領地（ケーニヒスグート）の組織形態》を見る。しかし私見によれば、王領地の組織が出発点なのではなく、かかる王領地組織は第二次的なものである。ⓑ ツェンテナは国家領（シュターツレンデライ）の上に移植（ユーバートラーゲン）された。というのは、そこには、ツェンテナに所属する者が定住（植民）せしめられたからである。そのことによってツェンテナは狭義の王領地管理とも結びつくにいたったのだが、ⓒ われわれは、それ〔＝狭義の王領地管理〕を国家領管理（シュターツギューターフェアヴァルトゥング）（行政）と区別しなければならない。狭義における王領地に定住せしめられた者がグルントヘルシャフト的関係に陥ったのに対して、国家領に住むツェンテナロイテのもとにおける発展は全く異ったものであった。すなわち、それは《自由》に通じた（《自由》をもたらした）のである。」

(ii) このマイヤーの敍述は、字義通りによんだのでは理解できない箇所を含んでいる。以下において、われわれはまず、その点を処理しておかなくてはなるまい。

先にわれわれがこの点に関するマイヤー説として要約したのは、右の引用に即していえば、そのⓐとⓒにかかわるものであり、理解できない箇所というのはⓑの部分である。ⓑの箇所の前半は、字義通りには、つぎのようによむほかないであろう。まず「ツェンテナ」が「国家領」以外のどこかにあった。ついで「ツェンテナロイテ」が「国家領」に植民されるとともに、「ツェンテナ」は「国家領」に移植された。ところがマイヤーは、それにすぐつづけて、「そのことによってツェンテナは、〔国家領管理と区別さるべき〕王領地管理とも結びつくにいたった」としている。「ツェンテナ」が「国家領」に移植されることによって「王領地」管理と結びついた、というのは、ⓐ・ⓒにおけるマイヤー説を前提する限り、何としても不可能といわねばならぬ。

この点を解決する一つの考え方は、ⓑはマイヤーの書き損じであって、「国家領（レュターツレンデンライ）」はもともと「王領地」と書くべきであった、とすることである。現に、同じ論文のもう少し前のところではマイヤーはもともと「国家領（レュターツラント）」に定住せしめられたケーニヒスロイテから成るツェンテナが、のち次第に「国王のグルントヘルシャフト」に転化していったことを、きわめてありうることであると考え、プリュム修道院に見られる「ツェンテナ」をかかるものとして理解している（一一九頁）。

このばあいには問題の処理はきわめて簡単であるが、今一つの可能性として、つぎのようなケースも考えられるであろう。すなわち、マイヤーは、「ツェンテナ」の発展に関し、①まず「国家領以外のところ」におけるその設置、②「国家領」への移植、③「国家領」の「王領地」への転化、という三つの段階を考えていたが、右のⓑの箇所を敍述する際、このうち③のプロセスを書き落した、という可能性である。

それならば、右の「国家領以外のところ」として、具体的にいかなるところが考えられるであろうか。マイヤーはこの論文のもう少し前のところで、„Pactus pro tenore pacis“の「ツェンテナ」に関連して、「国王とその従士（ヴァザル）のホーフに創設されたツェンテナ」（一一八頁）について語っている。したがってわれわれは、右の「国家領以外のところ」として、一応、たとえば「ケーニヒスホーフ」を考えることができるであろう。「ケーニヒスホーフ」の法的性格ないし国制史的位置をいかに理解するか、ということは、それ自体必らずしも容易には解決できぬ一つの問題であろうが（第一章・第一節・二・i参照）、少なくともマイヤーは、それを「国家領以外のところ」として理解していた、といってよい。現にマイヤーは、「王領地（ケーニヒスラント・ケーニヒスグート）」という表現を意識的に避ける理由として、「そうした表現によって、あまりにも容易に国王のホーフハルトゥンクの給養のために用いられたケーニヒスホーフ、のことが考えられやすいからである」（一一九頁）

という点を指摘している。たしかにマイヤーは、「ケーニヒスホーフ」を、彼のいう「国家領」とは別なものと考えていた。しかしそれは、「ケーニヒスホーフ」がほかならぬ狭義の「王領地」の一典型と考えられていたからである。いったいこのことは、「王領地」管理機構としての「ツェンテナ」は「第二次的形成物」にすぎない、というマイヤー説とどのように関係するのであろうか。そのこと自体、既に、「王領地」と「国家領」の区別がきわめて困難である、ということを物語ってはいないか。(3)

(iii) 右の点は、マイヤーによる書き損じないし書き落しであるとして、われわれはさらに、先の引用中 ⓒ について、つぎのようなマイヤー説そのものに対する疑問を抱かざるをえない。すなわち、「狭義における王領地に定住せしめられた者がグルントヘルシャフト的関係に陥ったのに対して、国家領に住むツェンテナロイテのもとにおける発展が……《自由》をもたらした」のであるとすれば、果して「国家領に住むツェンテナロイテ」は（右のiiに関連して、ばあいによってはさらに「ケーニヒスホーフに住むツェンテナロイテ」も）、はじめから「自由人」=「国王自由人」であったのか、という疑問がそれである。

マイヤーもまた、――その点ではダンネンバウアーとともに――「ツェンテナール」の支配権たとえば徴兵権が全人民に及んだのではなく、「国王支配領域」に住む人民に限られていた、と考えている。しかし彼はさらに、「(狭義の)「王領地」と「国家領」、換言すれば、国王の「私的支配領域」と「公的支配領域」とをわけて考える。もちろんこのばあい、「公的支配領域」といっても、それは「国王支配領域」という枠の中でのことであるから、その理解は古典学説におけるそれとは異なっており、既に指摘したように、われわれが先に問題にした「レウデース」の理解と対応するものといってよい。しかしながら、何らかの形で国王の「私的支配」と「公的支配」を区別しなければ、「王領地」

と「国王領」の別が抑々意味をもたぬことはいうまでもない。マイヤーによるならば、そうした限定を付した上で、国王の「公的支配」が、そうしてそれのみが「自由」をもたらしたのである。(4)

ところで、こうした見解を、先に紹介した「ツェンテナ」の国制史的機能の発展に関する把握（前節・二・ii）と比較検討してみればどうなるか。はじめローマの範にならった軍事的植民の制、ついで六世紀半ばころから「ツェンテナール」による「現行犯裁判官」としての機能、さらに八世紀半ばころにおける「正規の裁判官」としての機能の獲得。「ツェンテナ」のこうした発展のうち、果してどの段階が、「ツェンテナロイテ」に《自由》をもたらした「公的支配」なるものに最も適合的か。この点に関するマイヤーの見解は必らずしも明らかでないが、彼はフランクによるマイン流域のオストフランケン地方の植民についてつぎのように述べている。すなわちここでは、比較的早い時代から、数多くの「ケーニヒスホーフ」とならんで、「国家領における軍事的植民」が存在していた。(3) しかし、「グラーフシャフト」と「ツェンテナ」の網の目がこの地方全体を覆うようになったのは、カール・マルテルないしそれ以降のことである（前節・二・ii参照）。すなわち、「この地方の政治的把握は、大部分、カール・マルテルによって開始されたものであるが、それは、彼の治下においてはまだ、顕著に軍事的な性格をおびており、……行政制度はようやくカール・マルテル以後において完成されたのである。」（一二八・九頁）そうだとすれば、「国家領に住むツェンテナロイテのもとにおける発展」とは、ここでいう「行政制度の完成」、すなわち、「ツェンテナール」が「グラーフ」の下で「正規の裁判官」としての地位を確立することを意味するのではあるまいか。さらにこの点を、前に紹介した『カーロリンガー時代の国家観』に関するマイヤーの見解（第三章・第三節・二・ii・a）とも併せ考えるなら、われわれは、「国家領に住むツェンテナロイテ」がはじめからすべて「自由人」であった、とはなしがたいのである。

(三) われわれはここで、右に紹介してきた「王領地」と「国家領」に関するダンネンバウアーならびにマイヤーの見解に対して、つぎのような疑問を提出してみたい。すなわち、ダンネンバウアーのいわゆる「王領地」、ならびに、マイヤーのいわゆる「国家領」には、果して「自由人」のみが存在するのか、そうして、マイヤーのばあいにはさらに、逆に「(狭義の)王領地」に「自由人」は存在しないのか、と。いうまでもなくこれは、「王領地」と「国家領」に関する両者の見解を実証的に吟味していく手がかりとして、問題を最も尖鋭化した形で提出したものにほかならない。

(i) まず、ダンネンバウアー説に関して、右のような疑問のよってきたるゆえんを明らかにしておきたい。

ダンネンバウアーによるならば、「国王自由人」は、国王から「王領地」を与えられた代償として、国王に対し「軍役義務」と「国王賃租」を負担している。しかも、ダンネンバウアーのばあい、彼が当初「国王賃租負担者」という称呼を用いていたことからもうかがわれるように、「国王賃租」に対してきわめて大きな比重が与えられていた。もし、「王領地」を与えられたことの代償として国王に対して直接に「賃租」を負担する者が「国王自由人」であるとすれば、逆に、「王領地」には「国王自由人」以外の者は抑も存在しうるのか、あるいは、いかなる形で存在しうるのか。これが、ダンネンバウアー説に対するここでのわれわれの疑問である。

もちろん、国王に対して、あるいは、「ツェンテナール」ならびに「国王自由人」そのものに対してペルゼーンリヒな形で隷属し、いわばその「ハウスヘルシャフト」の中に包摂されている者、そうした者がダンネンバウアーのいう「王領地」に住んでいても、そのことには問題がない。そうではなくて、ここでの問題は、国王から直接に「王領地」を与えられ、国王に対して直接に「賃租」を負担しているのに、しかも「(国王)自由人」ではないという者が、事実存在しなかったのか、ということである。もしそうした者が存在したとすれば、「国王自由人」の概念にとって、「国

王賃租」は少なくともそれだけでは決定的契機となりえない、ということだけでなく、たとえばマイヤーのように、広義の「王領地」を何らかの形でさらに国制史的に分析していくことが必要とならざるをえまい。

(ii)　ところが、ダンネンバウアー自身は、王領地に「不自由人」が住んでいたことを、何の疑問もなく承認していた、と思われる。

まず第一に、ダンネンバウアーは、――彼によればフランク時代の「ツェンテナ」の延長である――ヴェストファーレンの「フライグラーフシャフト」について、それは「はっきりとした境界をもつ管轄領域（ベツィルク）であるが、その領域内において自由人たちと自由所領（フライエス・グート）のみを包括している」としている。[5] その意味するところは必らずしも明瞭ではないがこのような敍述から、ダンネンバウアーのいう「王領地」には「自由人」以外のものが居住していた、ということだけは読みとれるであろう。しかし、それについては、ここではこれ以上立ち入らない。マイヤー説との対比においてより重要なのは、むしろ「セルヴス・フィスカーリヌス」をめぐる問題であろう。

ダンネンバウアーは、『馬の語源』に関する論文の中で、カーロリンガー時代の軍馬飼育（パラヴェレドゥス）の負担が、原則として、「自由マンス（フーフェ）」ならびに「リーテン（ラエティー）のマンス（フーフェ）」[6]のみに課せられていたことを明らかにしたのち、つぎのように述べている。

「最後に、「パラヴェレドゥスを課せられた」不自由マンス（フバエ・セルヴィーレス）も、少なくとも部分的には、王領地に遡る。八七九年、アルヌルフによって他の王領地とともにウォルムス教会に寄進された者たち、《ソキエタース・パルフリドールム》に属し、《国王の命により馬（パラフリディー）を軍隊に差し出すのを常とした》者たちは、はっきりと《セルヴィー・フィスカーリニー》と称ばれている。」（二六八頁）

これによって見るならば、ダンネンバウアーは、「セルヴス・フィスカーリヌス」を、むしろ「不自由マンス」をも

つ者・「不自由人」と考えていた、と思われる。(7) いうまでもなく、「セルヴス・フィスカーリヌス」は、何らかの形で「王領地」に所属する者であり、端的にいえば、「国王のグルントヘルシャフト」に所属する者、といってよいであろう。彼らは果して、前述の意味で国王の「ハウスヘルシャフト」に包摂されていたのか、それとも彼らは独立の生計をいとなみ、国王に対し、「パラヴェレドゥス」のばあいと同様に、直接に「賃租」を負担していたのであろうか。

この点は、その実証的検討の結果いかんでは、ダンネンバウアーにおける「王領地」概念の包括性ないし無規定性を批判するための有力な手がかりを提供するであろう。ところがマイヤーは、『レークス・バュワリオールム』の比較的新しい手書本に現われる「セルヴス・フィスカーリヌス」について、つぎのように述べている。

「軍役義務を負担したフィスカーリヌスは、バイエルンにおいて、《自由人(リベル)》と同じ人命金を有した。すなわち、軍役義務は、明らかに、……代々継承された身分的差別に対し、平均化的効果を及ぼしたのである。」(『王権と自由』一四二頁)

見られる通り、ここでマイヤーは、「軍役義務を負担するセルヴス・フィスカーリヌス」を、端的にいえば、「国王自由人」として把握しようとしている。その際、なるほどマイヤーは、「軍役義務」が彼らをして「国王自由人」たらしめた根拠である、と述べている。したがってマイヤーは、「セルヴス・フィスカーリヌス」がすべて「国王自由人」になった、と考えていたのではないかも知れない。しかしそれにしても、もし狭義の「王領地」に住んでいた「不自由人」のうち誰かが、のちになってから「国王自由人」になったのだとすれば、少なくともその者については、「国家領」――「国王のグルントヘルシャフト」というマイヤーのシェーマとはちようど反対の方向を指す発展が見られた、ということにならざるをえまい。このことは、いったい、「王領地」と「国家領」の別、そうして、後者のみにおける「国王自由人」の生成を説くマイヤーの所説と、いったいどのように整合するのか。

(iii)　それだけではない。われわれはさらに、「自由マンス」の起源についてのマイヤー説との関連においても、マイヤーの「国家領」という概念に関して、新たな疑問につき当らざるをえないのである。

「自由マンス」の起源に関するマイヤー説については、既に世良教授による紹介もあるので（『フンデルトシャフト』(四)、一六・七頁）、ここでその詳細を繰返す必要はあるまい。以下の行論に必要な限りでその要点を摘記すればつぎのごとくである。

有名なサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の土地台帳（九世紀前半に成立）には、都合一六四六マンスの土地が見出されるが、その大部分すなわち一四三〇マンスは「自由マンス（マンレー・インゲヌイーレス）」である。ところで、同じ土地台帳に現われる都合約一万名の農民中、「自由人（リベリー）」はきわめて少数を占めるにすぎず、その大部分は「コローヌス」である。したがって、「自由マンス」という称呼から、九世紀前半におけるその所持者の身分に関する帰結を引き出すことはできない。しかしそれは、「以前においては、おそらくこの修道院がグルントヘルシャフトを受け取り、あるいは、自ら新定住者を植民したときに既に、圧倒的多数のフーフェ所持者が《自由人（インゲヌイー）》であった」（『国王自由人』四八頁）ことを示すであろう。しかし、この「自由人」は『レークス・サリカ』の「自由人（インゲヌイー）」ではない。「自由マンス」には、軍事的義務との関連を示す「ホスティリキウム」という貢租が課せられているからである。このようにしてマイヤーは、「自由マンスのもとの所持者は国王自由人であり、それが国王によって修道院に寄進されたのである」（五〇頁）と考える。(8)

マイヤー自身も引用しているロブランの研究によれば、(9) 問題のパリ地方がサン・ジェルマン・デ・プレその他の修道院に寄進されたのは七世紀のことと推定されている。したがって、右のようなマイヤーの所説は、ガリアないしフランスにおける「国王自由人」のクロノロジーに関しても、きわめて興味ある問題を投げかけるものといってよい。(10) しかしここでは、それについて問題の所在を指摘するにとどめなければならない。ここでわれわれが追及しているのは、

いうまでもなく、「王領地」と「国家領」の問題である。

マイヤー説によれば、狭義の「王領地」管理機構としての「ツェンテナ」は「第二次的形成物」にすぎず、「国家領に住むツェンテナロイテのもとにおける発展が《自由》をもたらした」はずである。そうだとすれば、メーロヴィンガーの諸国王がパリ周辺地方の寄進をおこなったとき、その地方は、果して「王領地」であったのか、それとも「国家領」であったのか。そこには大量に「国王自由人」が存在していた、という点から考えると、マイヤー説を前提とする限り、それは少なくともともと「国家領」であったはずである。だが国王は果して「国家領」を自由に寄進できたのであろうか。もしそれが可能であったとすれば、われわれはいったい「王領地」と「国家領」をどのように区別すればよいのか。それとも、この地方はもと「国家領」であったが、寄進がおこなわれたときには既に狭義の「王領地」=「国王のグルントヘルシャフト」になっていたのであろうか。さらに、このいずれのばあいにおいても、たとえ数の上からは比較的少数であるにせよ、「不自由マンス」の起源について、かなり困難な問題が生ずるであろう。マイヤーのいう「国家領」にも「不自由人」がいたのであろうか。あるいはそれは、国王の「ハウスヘルシャフト」に包摂されていたものが、寄進の際に独立のフーフェ所持者となったのか、もしくは、王権とは無関係に誰かある「豪族(ヘルル)」の支配下にあったものが、その「ヘルル」によって修道院に寄進されたのであろうか。

以上のように考えてくるならば、われわれは、さし当り、つぎのような見通しに到達するであろう。すなわち、ダンネンバウアーの意味での「王領地」概念はあまりに包括的にすぎ、それに対してより立ち入った国制史的分析を加えることが必要である。しかしながらそのことは、逆にマイヤーの意味での「王領地」と「国家領」の区別を正当化するものではない。われわれはむしろ、ドイツ新学説における「国王自由人」の概念を念頭におきながら、今いちど

フランク時代――とりわけカーロリンガー時代の「自由人」の実態に関して、自ら、可能な限り具体的・動的な把握を試みなくてはならないのである。(11)

(1) マイヤーは、この点に関連してつぎのように述べている（『フンデルトシャフト』一三四頁）。「もしダンネンバウアーの学説が正しいとするなら、そのばあいには、全人民がかかる豪族支配のウンテルターンと国王のウンテルターンとによって構成され、後者は国王に対し、あるアーデルスヘルのウンテルターンが彼らのヘルに対するのと同じ関係にあった、ということになる。」このばあい、力点をアーデルスヘルシャフトの方においてよむなら、マイヤーは、ダンネンバウアー説を、われわれと同じように理解した、といってよい。しかしマイヤーは、そのことから、以下のわれわれの問題提起とは違って、「そのばあい完全自由人のための余地がまだ残されているか」という問題を提起する。この問題提起は、われわれの総合研究に参加した者のあいだでも、多くの誤解と混乱を生んだのではないか、と考えられるが、「完全自由人」の概念を第五章末尾において述べたように処理するなら、かかる問題は抑々問題になりえない。念のために付言するなら、ここでのマイヤーの設問は、「王領地」と「国家領」の区別とは全く関係がない。ここでマイヤーが問題にしていることは、「国王支配領域」の中にも「自由人」≒「国王自由人」がいるではないか、ということではなくて、それ以外のところに「完全自由人」（マイヤーはダンネンバウアー『フンデルトシャフト』二二八頁における《通常の自由人（グヴェーンリヒェ・フライエン）》を「完全自由人」と考える）がいるではないか、ということだからである。

(2) 最近公けにされた下野義朗『いわゆる古典的《villa》の分裂について――「小・中土地所有者」≒「一般自由人」説の再検討（其の二）――』（『史学雑誌』七一の二、一九六二年、六三―四頁）は、この点について実証的な検討を加えている。

(3) なお、右の点に関連し、オストフランケン地方のばあいについて、マイヤーはつぎのように述べている。「全地方にわたって多数のケーニヒスホーフが配置され、それは小ウアガウの中心となった。それは一方において、政治的・経済的な観点におけるこの地方の把握のために役立てられたが、他方においてそれは、軍事的保全ならびに兵役勤務のための拠点を現わした。それとならんでしかし、既に早くから、フォルクスジードルンゲンも存在していたが、それを国家領における軍事的植民と称ぶのが最も適当であろう」（一二八頁）。見られる通り、ここでも、「ケーニヒスホーフ」と「国家領」とが対置されている。しかしこれによると、この地方では、「ツェンテナ」（軍事的植民）ははじめ「国家領」の方にあった、ということになりそうである。

(4) この点については、第三章・第三節・一・ⅱならびに第四章・第一節・一に引用したマイヤー『のテキスト』における、「国王自

由人」は「国王のウンテルターンではあったがライプアイゲネではなかったがゆえに《自由》であった」、という理解をも参照のこと。

(5) 『フライグラーフシャフト』三二四頁・註四四。なおこの点については、次章において、「グラーフシャフト」の問題との関連でもう一度ふれる。

(6) mansa ledilia, hubae lidorum について、ダンネンバウアーは、「ラーテン」や「リーテン」とならんで、「ラエテン」≒「ラエティー」のことも考えねはならない、としている（二六七頁）。この点については、第五章・第一節・二・iii を参照。

(7) なお、ダンネンバウアー『アレマニエンの住民』三〇〇頁、「フィスカーリニー、すなわち、ケーニヒスホーフの不自由人」という表現をも参照。

(8) いうまでもなく、このようなマイヤーの見解は、『レークス・サリカ』の「自由人（インゲヌウス）」≒「完全自由人」という彼の定式を前提とするものである。われわれの検討の結果に従えば、『レークス・サリカ』の「自由人」自体、国王に対し軍役義務を負っていた、と考えられるのであって（第四章・第三節・三・i）、われわれは、「軍役義務」を根拠にして、「自由マンス」の所持者がもと『レークス・サリカ』の「自由人」であった、という可能性を否定するわけにはいかないと考える。「国王自由人」の発見によって再検討を要請されているのは、むしろ「諸部族法典の自由人」≒「完全自由人」という、それ自体古典学説的な理解ではないのか。

(9) M. Roblin, Le terroir de Paris aux époque gallo-romaine et franque, Peuplement et Défrichement dans la civitas de Parisii, 1951. なお、マイヤー『国王自由人』四五頁、ならびに、下野・前掲論文を参照。

(10) いうまでもなく、少なくともガリアについては、メーロヴィンガー時代において既に、大量の「国王自由人」が存在していたのではないか、という問題がそれである。これは、「国王自由人政策」の頂点をカーロリンガー時代に求めようとするわれわれに対して、一つの試煉を意味するであろう。以下の所論は、間接的には、メーロヴィンガー時代説に対するアンチテーゼとなりうるであろうが、ここではこの問題にこれ以上立ち入る用意を欠いているので、逆に「自由マンス」の現われるところにはすべて「ツェンテナ」がおかれたのか、という問題だけを指摘して、他日を期したい。

(11) 直居淳氏は、昭和三十六年度史学会大会においておこなわれた報告（『国王自由人とは何か』、要旨「史学雑誌」七〇の一二、一九六一年）において、この課題に対するアプローチを、きわめて野心的な在方で提示された。

第七章　国王自由人・グラーフシャフト・豪族支配領域

第一節　序論——問題の限定

前章における問題提起（第一節三・ii）にしたがい、われわれは、以下において、中世初期ヨーロッパ国制史中最大の難問というべき「グラーフシャフト」の問題をとり上げる。

既に第一章（第二節一・一）において、シュレージンガーによる要約を引用しながら指摘しておいたように、古典学説は、フランクの国家構造を、基本的には、「一般自由人」——「フンデルトシャフト」——「グラーフシャフト」——「王権」という系列において把握していた。そのばあい、「グラーフシャフト」が、そこでの官僚制機構にとって最も重要なファクターとされていた、ということは、改めて指摘するまでもなくあまりにも周知の事実に属するであろう。

ところで、前章までにおいて述べてきたように、フランク国家に関するこうした古典学説的な把握のうち、今日においては既に、「一般自由人」の概念は解体し、「フンデルトシャフト」に関する認識は根本的に一新された。さらに、「豪族支配体制」の強調によって、右のごときシェーマは、フランク全王国に妥当するものでなく、たかだか「国王支配領域」に認められるにすぎない、という見通しも与えられている。したがって、きわめて大雑把に考えてみただけでも、今日、「グラーフシャフト」の問題についても、「自由人」や「フンデルトシャフト」の問題についてと全く同様に、根源的な再検討が要請されている、といわなければなるまい。

しかるに、こうした課題は、これまでのところ、ドイツ新学説によってもまだ果されていないのである。(1) テオドー

ル・マイヤーは、かって『フンデルトシャフト』の問題を扱ったとき、近く「グラーフシャフト」に関する研究を公けにする用意がある、という予告をしたが(後述)、私の知る限り、それと覚しき論文はまだ発表されていない。「グラーフシャフト」の問題を、「国王自由人」という視角から、ないし、それとの関連において、一般的に扱ったものとしては、われわれが既に引用したボーズルの『テキスト』(第一章・第二節・二・ii)がほとんど唯一のものといってもよい。[2] このように、「グラーフシャフト」の問題が、そこに含まれる問題の複雑さ・重要さにもかかわらず、これまでドイツ新学説の側からまとまった形では検討されずに残されている、という事情が、新学説の立場に沿って中世初期国制史の全体像を再構成しようと試みるばあい、それを著しく困難なものとしている。

以上のような研究状況を念頭におきながら、私は、以下において、できるだけドイツ新学説の基本的な発想法に沿って、「グラーフシャフト」の問題を考えていくための手がかりを提供したい、と考える。しかし、具体的な考察に移る前に、マイヤーが「グラーフシャフト」に関する論文の「予告」をおこなった際に述べたことを引用し、ここでとり上げる問題を限定しておかなくてはならない。

「私は以下において、フランク(時代)のグラーフシャフトの問題に、詳細に立ち入ろうとは思わない、というのは、私は既に〔そのために〕固有の研究を準備しており、それがまもなく公けにされるからである。私は〔ここでは〕二・三の注意だけを述べておきたい。すなわち、〔第一に〕折にふれてあるグラーフについて言及されているからといって、そのことから、既に完全にでき上ったグラーフシャフト制〔が存在するという結論〕を引き出してはならない、ということ、〔第二に〕西フランクと東フランクの諸制度、ならびに、六世紀における事情とカーロリンガー時代におけるそれとを区別しなければならない、ということがそれである。」(一二四頁)

「グラーシャフト」の問題を検討する際、これまでおこなわれた実証的研究の中で最も興味ある素材を含むものは、おそらくシュレージンガーの『ランデスヘルシャフトの形成』であると思われるが、そこでシューレージンガーが用いた方法と成果に照しても、このマイヤーによる「注意」の原則的正当性は明らかである、といってよいであろう。以下において私がとり上げるのは、ほとんどもっぱら、カーロリンガー時代における東フランク（ドイツ）の「グラーフシャフト」である。これは、もちろん私自身の準備不足にもよるものであるが、ここでは、右のごとき方法論的な注意にも支えられつつ、とりあえず可能な手がかりをつかもうと試みたためでもある。あらかじめその点をお断わりしておきたい。(3)

(1) かねてより古典学説に対する批判が盛であった、といわんよりはむしろ、いわば古典学説に対する批判によって自からの学説史の歩みをはじめた、とさえ見られるわが国の学界においても、事情は全く同一であるといってよい。この点、最近の木村尚三郎氏は、ほとんど唯一の例外をなす、といえるかも知れない。しかし、木村氏の最近の見解については、拙稿『木村尚三郎氏における「封建化」・「封建制の成立」の理解をめぐって』（『法制史研究』一二、一九六二年）を参照。

(2) 同じポーズは、『ドイツ史事典』中『グラーフシャフト』の項において、ローマ時代いらいの発展を概観している。

(3) ここでメーロヴィンガー時代における西フランクの「グラーフシャフト」を考察の外においたのは、とりわけ、有名なクロタール二世の「パリ勅令（エディクト）」（六一四年）が存在するからである。果して、第四回総合研究会の席上、この点をめぐって世良教授からはきびしい御批判をいただき、またそれに対して久保教授からは種々御教示をいただいたが、依然としてその問題については確信をえられぬまま、以下においては、右研究会における「総括報告」の内容をほぼ忠実に再現するにとどめたい。

――以上、一九六二・四・一二加筆――